

【領事班からのお知らせ】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 195：「警戒レベル」の変更）

•
• 2022/01/31 月 15:15

【ポイント】

●2月1日（一部地域は1月28日）から2月15日までの警戒レベルが発表されました。

【本文】

1 警戒レベル

今般、フィリピン政府は、2月1日（一部地域は1月28日）から2月15日までの警戒レベルの変更を発表しました。

各地域の警戒レベルは以下のとおりです。

(1)警戒レベル3を課す地域

【ルソン地方】

・コルディリエラ行政地域（CAR）：アブラ州、アパヤオ州、バギオ市、ベンゲット州、カリンガ州、マウンテン・プロビンス州、イフガオ州（以上2月1日から）

・地域1（イロコス地域）：ダグパン市、北イロコス州、南イロコス州、ラ・ウニョン州、パンガシナン州（以上2月1日から）

・地域2（カガヤンバレー地域）：サンティアゴ市、カガヤン州、イザベラ州、ヌエバ・ビスカヤ州、キリノ州（以上2月1日から）

・地域3（中部ルソン地域）：アンヘレス市、アウロラ州、バターン州、ヌエバ・エジハ州、オロンガポ市、パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州（以上2月1日から）

・地域4A（カラバルソン地域）：バタンガス州、ラグナ州、ルセナ市、ケソン州（以上2月1日から）

・地域4B（ミマロパ地域）：パラワン州（1月28日から）、マリンドウク州、ロンブロン州、オクシデンタル・ミンドロ州、オリエンタル・ミンドロ州、プエルトプリンセサ市（以上2月1日から）

・地域5（ビコル地域）：アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、カタンドゥアネス州、マスバテ州、ナガ市、ソルソゴン州（以上2月1日から）

【ビサヤ地方】

・地域6（西ビサヤ地域）：アクラン州、アンティーケ州、バコロド市、カピズ州、イロイロ市、イロイロ州、西ネグロス州、ギマラス州（以上2月1日から）

・地域7（中部ビサヤ地域）：セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホル州（以上2月1日から）

・地域8（東ビサヤ地域）：オルモック市、タクロバン市、東サマル州、レイテ州、北サマル州、西サマル州（以上2月1日から）

【ミンダナオ地方】

・地域9（サンボアンガ半島地域）：イサベラ市、サンボアンガ市、南サンボアンガ州、北サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州（以上2月1日から）

・地域10（北ミンダナオ地域）：カミギン州（1月28日から）、ブキドノン州、カガヤン・デ・オロ市、イリガン市、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州（以上2月1日から）

・地域11（ダバオ地方）：西ダバオ州（1月28日から）、ダバオ市、南ダバオ州、北ダバオ州、東ダバオ州、ダバオ・デ・オロ州（以上2月1日から）

・地域12（ソクサージェン地域）：ジェネラルサントス市、北コタバト州、サランガニ州、

南コタバト州、スルタン・クダラット州（以上 2 月 1 日から）

・地域 13（カラガ地方）：ディナガット・アイランズ州（1 月 28 日から）、北スリガオ州、南スリガオ州、北アグサン州、南アグサン州、ブトゥアン市（以上 2 月 1 日から）

・バンサモロ自治地域（BARMM）：タウィタウィ州、スールー州（以上 1 月 28 日から）、マギンダナオ州、コタバト市、南ラナオ州（以上 2 月 1 日から）

なお、「警戒レベル 3」（NCR）地域の「COVID-19 対応のための警戒レベル・システムの全国的な実施に関するガイドライン」の内容につきましては、2022 年 1 月 2 日付けにて案内しました（その 187：https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/11_000001_00702.html）の内容をご参照ください。

(2)警戒レベル 2 を課す地域（いずれも 2 月 1 日から）

【ルソン地方】

・マニラ首都圏（NCR）

・地域 2（カガヤンバレー地域）：バタネス州

・地域 3（中部ルソン地域）：ブルカン州

・地域 4A（カラバルソン地域）：カビテ州、リサール州

【ビサヤ地方】

・地域 8（東ビサヤ地域）：ビリラン州、南レイテ州

【ミンダナオ地方】

・バンサモロ自治地域（BARMM）：バシラン州

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・決議第 159 号（1 月 27 日付け）：警戒レベルの変更

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220127-RESO-159-RRD.pdf>

・決議第 159-A 号（1 月 29 日付け）：警戒レベルの変更

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220129-RESO-159A-RRD.pdf>

・決議第 159-B 号（1 月 31 日付け）：警戒レベルの変更

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220131-RESO-159B-RRD.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

.....
この情報は、在留届、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録、または当館メールマガジン

に登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

メールマガジン登録 (<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/ph.html>)

(問い合わせ窓口)

○ 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html